

警報発表時等における学校の対応について

岐阜市立岐阜西中学校

令和4年6月

1 登校前に警報(いかなる警報であっても)発表 又は 警戒レベル3以上が発令された場合

- (1) 警報及び警戒レベル3以上がすべて解除されるまで自宅で待機する。
 - (2) 7:15(始業時刻の1時間前)までに警報及び警戒レベル3以上が解除された場合
➡ 平常どおり(8:15まで)に登校する。
 - (3) 7:15~12:00に警報及び警戒レベル3以上がすべて解除された場合
➡ 解除後、1時間を経て授業を開始する。給食の有無については、スマート連絡帳でお知らせします。
 - (4) 正午を過ぎて解除された場合 ➡ 臨時休業とする。
 - (5) 午前中のみ土曜授業の日8:15に警報又は警戒レベル3以上が発表されている場合
➡ 臨時休業とする。
- ※ただし、(2)と(3)の場合において、道路や橋等の破損などで危険な場合は、無理に登校しない。

2 登校後に強風注意報・暴風警報が発表 又は 警戒レベル3以上が発令された場合(台風接近時)

- (1) 強風注意報発表時
生徒を安全に帰宅させ得ると認められる場合は授業を速やかに中止して下校させる。
(教師、PTA、地域の方々等による見届けを依頼し、生徒のみで下校させない。)
- (2) 暴風警報発表時 又は 警報レベル3発令時
校内の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の適切な措置をとる。
- (3) 警戒レベル4以上発令時
生徒をいかなる方法であっても下校させず、校内の最も安全な場所で待機させる。
※ただし、保護者が迎えにきた場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともある。

3 登校後に警報(大雨・洪水・大雪)・記録的短時間大雨情報が発表 又は 警戒レベル3以上が発令された場合

- (1) 警報(大雨・洪水・大雪)・記録的短時間大雨情報発表時 又は 警戒レベル3発令時
A 生徒を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校させる。
B 安全が十分に確保できない場合は、校内の最も安全な場所で待機させ、引き渡しなどの措置をとる。
- (2) 警戒レベル4以上発令時
原則、生徒をいかなる方法であっても下校させず、校内の最も安全な場所で待機させる。
※ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともある。

4 特別警報が発表された場合

- ・「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」等、生徒の安全を最優先にする。
- ※ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともある。

5 その他

- ・緊急の連絡は、「スマート連絡帳」にてお伝えします。ただし、警報発令時は停電などでメール配信ができない場合も考えられます。その場合は、上記のことを原則として判断してください。
- ・気象状況により、当日授業が打ち切りとなり給食が提供できない場合があります。自宅待機や早期下校も想定していただき、日頃から家庭において保存食等の備蓄に心がけてください。